



伊賀市告示第 25 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の区域内において字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により別紙のとおり告示する。

平成 21 年 3 月 13 日

伊賀市長 内 保 博



1、伊賀市霧生字冷ヶ窪に編入する区域

伊賀市霧生字村瀬1983の2の一部、2006の1の一部、2016の1の一部、2017の1の一部、2017の2の一部、2018の一部、2019の一部、2020、2021及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

2、伊賀市霧生字中切に編入する区域

伊賀市霧生字村瀬1827の2の一部、1833の一部、1835の1の一部

3、伊賀市霧生字鬼ヶ谷に編入する区域

伊賀市霧生字中切1457の一部、1458の一部、1460の1の一部、1462の1の一部、1462の2の一部

4、伊賀市霧生字中出に編入する区域

伊賀市霧生字中西3067の1、3068の1、3068の2、3069の1、3069の2及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部

5、伊賀市霧生字大久保に編入する区域

伊賀市高尾字広澤2001、2002及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部